



交付金の額及び交付方法認可申請書

TCA電-034
令和4年2月2日

総務大臣
金子 恭之 殿

郵便番号 101-0052
とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちようめ
住所 東京都千代田区神田小川町一丁目10
興信ビル2F
いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきようかい
名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会
かいちよう たかはし まこと
会長 高橋 誠

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第24条第2項の規定により、令和4年度における、交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付金の額

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則第23条第1項の規定により算定した交付金の額は「1,614,023,010円」となる。

電話リレーサービス提供機関に対する交付金の額
= (A + B) - (C + D + E)

Aは、算定対象年度における電話リレーサービス提供業務に要する費用の額の予想額
[=1,932,777,577円]

Bは、算定対象年度における電話リレーサービス提供業務に係る運営資金の返済の額の予想額
[=0円]

Cは、算定対象年度における電話リレーサービス提供業務により生ずる収益の額の予想額
[=55,925,405円]

Dは、算定対象年度における電話リレーサービス提供業務に係る運営資金の借入れの額の予想額
[=0円]

Eは、算定対象年度の前年度の電話リレーサービス提供業務に係る繰越収支差額の予想額
[=262,829,162円]

2 交付方法

(1) 交付手段

交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

交付金の振込手数料の負担は、交付金を交付する支援機関が負うものとする。

(2) 交付金額の通知

当該年度の最初の算定月（番号単価が0円の月は除く。）の3箇月後から最終算定月の3箇月後までの間、毎月、電話リレーサービス提供機関に対して交付金額の通知を行う。

なお、最終算定月の3箇月後に電話リレーサービス提供機関に対して通知する交付金額は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則第28条第2項に規定する「残余の額」がある場合は、これを当該年度の交付金と区分して通知するものとする。

(3) 交付金の交付期限

毎月の交付金額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

(4) 各月の交付金の額の計算方法

① 当該年度の最初の算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までの間、毎月、電話リレーサービス提供機関に対して通知を行う交付金の額の計算方法

= 負担金を納付すべき各特定電話提供事業者から納付を受けた各月の当該特定電話提供事業者に係る負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{電話リレーサービス提供機関の交付金の額}}{\text{電話リレーサービス提供機関の交付金の額} + \text{支援機関の支援業務に要する費用の額（注）}} \right)$$

（注）電話リレーサービス支援業務に係る運営資金の返済の額がある場合は、これに加え、電話リレーサービス支援業務により生ずる収益の額及び電話リレーサービス支援業務に係る運営資金の借入れの額並びに前年度の電話リレーサービス支援業務に係る繰越収支差額がある場合は、これらを控除した額とする（次の②において同じ。）。

② 最終算定月の3箇月後に電話リレーサービス提供機関に対して通知を行う交付金の額の計算方法

= （負担金を納付すべき各特定電話提供事業者に係る負担金の総額 - 当該年度の最初の算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までに負担金を納付すべき各特定電話提供事業者から納付を受けた電話リレーサービス提供機関に係る負担金の総額）

$$\times \left(\frac{\text{電話リレーサービス提供機関の交付金の額}}{\text{電話リレーサービス提供機関の交付金の額} + \text{支援機関の支援業務に要する費用の額}} \right)$$

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則第25条第1項各号に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した特定電話提供事業者から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第2項の規定に基づき案分して算定した額を交付金として速やかに電話リレーサービス提供機関に交付する。

(6) 交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を電話リレーサービス提供機関及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

3 その他

本認可内容により難い特別な理由が生じた場合であって、かつ、総務大臣が適当と認めた場合は、上記の記載によらず交付金の額を算定し、交付金を交付することとする。